

釧路地方法務局オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 釧路地方法務局（以下「当局」という。）が発注する物品及び役務に関する契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを、オープンカウンター方式により実施する場合の取扱いについては、この要領によるものとする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、当局が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りの契約の相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 この要領による取扱いは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号、3号、4号又は第7号までに規定するもののうちで、当局が本方式によることが適当であると認めるものを対象とする。

(参加資格)

第4条 見積合わせに参加することができる者は、他に定めるもののほか、次の各号に該当する者とする。

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、競争参加資格を有しない者でも、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合もある。

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ）の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

（見積書の提出）

第5条 見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、当局ホームページ等で掲載した見積依頼書（以下「依頼書」という。）、本要領、仕様書、契約書案等を熟読した上で見積りしなければならない。

- 2 見積書の様式は任意（依頼書において、様式及び記載方法等が示されている場合を除く。）とするが、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載の上、参加者は、契約担当官等が示した日時までに見積書を提出しなければならない。
- 3 見積書への押印については、省略することができる。
ただし、押印を省略する場合は、当該書類に、発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。
- 4 見積書の提出に当たっては、持参のほか、電子メール、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積書の提出も認めるが、依頼書に記載された提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、電子調達システムを使用して見積合わせを行う契約案件については、参加者は電子調達システムを通じて見積書を提出することができる。この場合において、電子調達システムにて入力する見積価格は、消

費税及び地方消費税を抜いた合計金額とし、見積内訳書（様式は任意。）を必ず添付するものとする。

- 6 見積書については、提出した後の引換え、変更又は取消しは認めない。
（見積合わせ）

第6条 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積合わせは、公示する依頼書に記載した日時に非公開で行う。

- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、原則として再度の見積依頼の公示又は見積書の提出者に対して再度の見積依頼を行うが、それが困難な場合等には当局が選定した者へ見積りを依頼することができる。

（見積りの無効）

第7条 次の各号の一に該当する見積りは無効とする。

- (1) 依頼書で参加資格が定められている案件において、参加資格のない者が行った見積り
- (2) 見積者の記名を欠く見積り
- (3) 金額の記載を訂正した見積り
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- (5) 同一人の見積りで金額の異なる2通以上の見積り
- (6) 明らかに連合によると認められる見積り
- (7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

（契約の相手方の決定）

第8条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積りを行った者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が2人以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務と関係のない職員にくじを引かせる。

なお、電子調達システムを使用して見積合わせを行う契約案件については、原則として電子調達システムを利用してくじ引きを行うので、紙により見積書を提出する場合においても任意の3桁の数字（電子くじ番号）を記載しなければならない。

- 3 見積合わせの結果は、契約の相手方のみに通知するほか、当局のホームページ等で契約者及び契約金額を公表する。

- 4 見積価格の査定に必要な場合等には、契約の相手方に対し、見積内訳書の提出を求めることができる。

(契約の締結)

第9条 契約書又は請書の作成の要否は、見積依頼の公示において示すものとし、契約の相手方はそれに応じるものとする。

- 2 契約の相手方が正当な理由なく契約を結ばないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

(その他)

第10条

- (1) この要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て参加者が負担する。
- (3) 見積書の提出後において、当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (4) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、損害賠償の請求を行うことがある。
- (7) 見積合わせを公正に執行することができない状態にあると認められるときは、見積合わせの執行を中止する。

附 則

第1条 この要領は、令和6年4月1日から施行する。